

# 「青森県・八戸市」連携融資制度

八戸市では、青森県が実施する特別保証融資制度のうち、以下のメニューを利用した方を対象に、信用保証料の補助を行います。各メニューに共通する補助の要件は、以下のとおりです。

- (1) 中小企業者であって、個人にあっては市内に住所を有する者、法人にあっては原則として市内に本店登記をしている者
- (2) 市税の滞納がない者

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（空き店舗活用チャレンジ融資）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(4)に該当する融資を受けた者のうち、市内に主たる事業所を有しており、かつ八戸商店街連盟に属している商店会等の区域内の空き店舗（※）で開業するもの（市の認定が必要）  
※かつて小売業者等の店舗であったが、空き家・空き地等となってから3か月以上経過しているものが対象。
- **補助対象融資額** 1億円以内
- **補助対象融資期間** 【運転資金】10年（据置2年）以内／【設備資金】15年（据置3年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市が7割補助する。

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（創業）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(1)又は(2)に該当する融資を受けた者のうち、市外に事業所を有さず、かつ市内で創業する（又は創業後5年未満のもの）
- **補助対象融資額** 1,000万円以内
- **補助対象融資期間** 10年（据置1年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。  
※(1)に該当する融資に関し補助対象となる信用保証料率については、0.2%を差し引いた信用保証料率とする。

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（県重点推進分野）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた者のうち、かつ市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
- **補助対象融資額** 1,000万円以内
- **補助対象融資期間** 10年（据置1年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（DX）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(12)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでおり、かつ県から信用保証料を受けるための要件（競争的資金の獲得等）を満たしているもの
- **補助対象融資額** 1,000万円以内
- **補助対象融資期間** 10年（据置1年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（GX）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(13)に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでおり、かつ県から信用保証料を受けるための要件（競争的資金の獲得等）を満たしているもの
- **補助対象融資額** 1,000万円以内
- **補助対象融資期間** 10年（据置1年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。

## 「選ばれる青森」への挑戦資金（事業承継枠）

- **補助対象者** 青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度要綱2(15)④に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
- **補助対象融資額** 1,000万円以内
- **補助対象融資期間** 10年（据置1年）以内
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。

## 経営安定化サポート資金（経営安定枠）

- **補助対象者** 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(2)①に該当する融資を受けた者のうち、市内で1年以上同一事業を営んでいるもの
- **補助対象融資額** 2,000万円以内（運転資金のみ）
- **補助対象融資期間** 7年（据置6か月）以内
- **補助内容** 信用保証料を市が全額補助する。

## 経営安定化サポート資金（災害枠(コロナ)）

- **補助対象者** 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱2(3)に該当する融資を受けた者のうち、市内で事業を営んでおり、かつセーフティネット保証4号又は同5号のいずれかの認定を受けているもの
- **補助内容** 信用保証料を市と県が協調して全額補助（市7割：県3割）する。

## 伴走支援型借換資金

- **補助対象者** 青森県伴走支援型借換資金特別保証融資制度要綱2(1)、(2)又は(3)に該当する融資を受けた者のうち、市内に主たる事業所を有しているもの
- **補助内容** 信用保証料を市が全額補助する。

※お申込みは、取扱金融機関へお願いいたします。

## <連携融資制度に関するQ & A>

### ①「選ばれる青森」への挑戦資金（空き店舗活用チャレンジ融資）について

Q 1. 融資期間が5年を超える場合でも、信用保証料補助の対象になりますか？

A 1. 対象となります。八戸市では、青森県が定める融資期間（運転資金10年以内、設備資金15年以内）の範囲内で空き店舗活用チャレンジ融資を受けた方に対し、信用保証料の7割を補助します。

### ②「選ばれる青森」への挑戦資金（創業）～⑥「選ばれる青森」への挑戦資金（事業承継枠）について

Q 2. 融資額が1,000万円を超える場合又は融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料補助の対象になりますか？

A 2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内（※）かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円（※）の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円（※）の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

（※）「八戸市創業支援資金」の借入残高がある方は、当該融資額から当該借入残高を差し引いた額

Q 3. 八戸市内に本社（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 3. 信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が八戸市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

### ⑦ 経営安定化サポート資金（経営安定枠）について

Q 4. 融資額が2,000万円を超える場合又は融資期間が7年を超える場合でも、信用保証料補助の対象になりますか？

A 4. 上記Q 2と同様の取扱となります。

### 「連携融資制度の利用手続き」について

Q 5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料等の補助対象者であることを確認できる書類（法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、みずほ銀行、七十七銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会